

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで提起のあった審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 7 年 1 1 月 6 日付けで、おいらせ町長に対し、自治基本条例第 1 7 条の規定に基づく文書についての開示請求を行った。
- (2) 開示窓口は、令和 7 年 1 1 月 7 日付けで行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を受付した。
- (3) 開示窓口は、令和 7 年 1 1 月 1 0 日付けお総第 5 4 5 号行政文書の開示請求に係る補正について（依頼）により、請求内容全体において具体的な行政文書が明記されていないこと、『「行政に関する事柄」に開示』について抽象的な表現であること、人事情報の開示について包括的な表現であって膨大な範囲となることから具体的な文書名等を記載するよう補正を求めた。
- (4) 請求人は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで、開示窓口が補正を求めた件について、おいらせ町情報公開条例第 6 条第 2 項に規定する補正に当たらないとし開示請求書を変更しない旨を回答した。
- (5) 請求人は、開示請求を行った日から 1 5 日以内に決定通知がなかったことから不開示決定処分があったものとみなし、本件処分を不服とし、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。
- (6) 開示窓口は、開示請求書の補正期限である令和 7 年 1 1 月 2 5 日までに、補

正され、形式上の要件に適合した請求書が提出されなかったため、令和7年1月26日付けで請求を却下とした。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張

ア 令和7年1月24日に至るも、決定通知が届かず、不開示決定の処分を知った。

イ 本件処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

ウ 開示規則の「受付日」を公開条例の「請求のあった日」に改正すること。かつ、「請求のあった日」は推進法に規定する請求のあった日とすること。そもそも、現行開示規則の規定は、公開条例にも不整合である。推進法に基づき関連例規等の整備・改正をすること。

### 第4 理由

#### (1) 開示請求に対する決定について

おいらせ町情報公開条例第11条第7項第1号に規定する期間内に決定通知がない場合、開示請求に係る行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができると規定している。

#### (2) 開示請求書の補正について

おいらせ町情報公開条例第6条第2項及びおいらせ町長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の1(4)アで請求書の記載事項に不備がある場合等形式上の要件に適合しない開示請求があった場合は、補正を求めるものとする規定している。

また、同要綱第3の1(4)イで相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過してもなお補正を求めた点が補正されない場合は、当該開示請求を却下すると規定している。

#### (3) 本件審査請求の適法性について

本件審査請求は、おいらせ町情報公開条例第11条第7項第1号の規定に基づき、開示請求から15日以内に決定がなかったため、不開示決定があったものとみなして提起されたものである。

しかしながら、本件開示請求については、開示窓口が令和7年1月10日

付けで、請求内容が具体性を欠く等の理由から、おいらせ町情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、請求人に対し相当の期間を定めて補正を求めている。

この補正の求めに対し、請求人は補正に応じず、補正期限である令和7年1月25日を経過した。このため、おいらせ町長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の1(4)イの規定により、本件開示請求は令和7年1月26日付けで却下されている。

行政不服審査法における審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為を対象とするものである(同法第1条及び第2条)。

本件開示請求は、開示請求書の補正がされていないため、処分庁が開示・不開示の判断を行う段階には至っておらず、そもそも審査請求の対象となる不開示決定処分が存在しない状態であったといえる。

したがって、存在しない処分に対してなされた本件審査請求は、審査請求の対象となる処分がない不適法なものである。

#### (4) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年2月19日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

#### (教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として(訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。